

埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員を養成し、その資質向上を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の33第1項の規定により県が指定する研修実施機関等（以下「指定研修実施機関等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成18年6月15日付け厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて指定研修実施機関等が実施する事業とする。

2 補助金の交付対象となる経費等は、次の表のとおりとする。

補助対象	経費	補助率	限度額
受講料補助	指定研修実施機関が受講者に対して減免した受講料	10/10	10,000円/人
介護支援専門員実務研修受講試験	実施機関が新型コロナウイルス感染症対策として負担することになった会場賃借料等のかかり増し経費	10/10	—
介護支援専門員法定研修	実施機関が新型コロナウイルス感染症対策として負担することになった会場賃借料等のかかり増し経費	10/10	—

(受講料補助に係る減免対象受講者)

第3条 受講料の減免対象とする受講者は、次の各号に掲げる者とする。

1 実施要綱に基づく研修のうち、介護支援専門員実務研修については、埼玉県が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。

2 実施要綱に基づく研修のうち、介護支援専門員実務研修を除く研修については、法第69条の2の規定により埼玉県の介護支援専門員資格登録簿への登録を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内に所在する指定居宅介護支援事業者その他介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の9の各号に掲げる事業者又は施設（以下「県内事業者等」という。）において、研修申込日時点で既に介護支援専門員の業務に従事している者。

(2) 県内事業者等において、研修申込日の翌日から研修修了日後3か月の間に介護支援専門員の業務に従事する具体的な予定のある者。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、指定研修実施機関等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号に關係書類を添付して、知事に対して補助金の交付申請を行うものとする。

2 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付の方法)

第7条 県は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 指定研修実施機関等は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了後速やかに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 指定研修実施機関等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地

法人名

代表者氏名

印

下記により埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業計画 別紙のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 受講料補助
 - ・介護支援専門員研修受講予定者名簿
 - ・補助対象受講者が介護支援専門員研修の受講料を支払ったことが確認できる書類（指定試験実施機関が発行した領収書の写し等）
 - (2) 介護支援専門員実務研修受講試験に係る補助
 - ・介護支援専門員実務研修受講試験の実施に要するかかり増し費用のうち、実施機関が支払うことが確認できる書類（見積書、契約書等）
 - (3) 介護支援専門員法定研修に係る補助
 - ・介護支援専門員実務研修受講試験の実施に要するかかり増し費用のうち、実施機関が支払うことが確認できる書類（見積書、契約書等）

様式第2号（第5条関係）

令和 年度埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払

3 交付の条件

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第9条関係）

令和 年埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地

法人名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた埼玉県介護支援専門員研修支援事業が完了したので、補助金の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |
| 4 | 添付書類 | | |

(1) 受講料補助

- ・介護支援専門員研修受講者名簿
- ・補助対象受講者が介護支援専門員研修の受講料を支払ったことが確認できる書類（指定試験実施機関が発行した領収書の写し等）
- ・研修修了後に埼玉県内の事業者等で従事（予定を含む）したことを確認できる書類（事業者等が発行した証明の写し等）
- ・事業に要した経費の精算に関する書類（別紙精算書のとおり）

(2) 介護支援専門員実務研修受講試験に係る補助

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の実施に要するかかり増し費用のうち、実施機関が支払ったことが確認できる書類（領収書等）
- ・事業に要した経費の精算に関する書類（別紙精算書のとおり）

(3) 介護支援専門員法定研修に係る補助

- ・介護支援専門員実務研修受講試験の実施に要するかかり増し費用のうち、実施機関が支払ったことが確認できる書類（領収書等）
- ・事業に要した経費の精算に関する書類（別紙精算書のとおり）

様式第4号（第10条関係）

令和 年度玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金については、令和 年 月 日付け実績報告に基づき、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |

埼玉県介護支援専門員研修支援事業費補助金所要額精算書

(単位 : 円)

補助対象 研修名	事業に関する 経費	寄付金その 他の収入	差引額	備考